



第4章 施策体系別計画



第4章 施策体系別計画

基本目標

I 地域における介護体制の充実

重点施策

1. 介護サービスの基盤整備

【1】介護保険サービスの充実

1 居宅サービスの充実

高齢者が可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

2 特定施設入居者生活介護（居宅系）の整備

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。現在市内には、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース恵み野」、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース中島」の2ヶ所が整備されておりますが、今後、高齢期の多様な住まいの一つとして選択肢を広げるため、増床を計画するものです。増床数については、北海道の計画の範囲内となりますので、今後、北海道と協議を進め決定します。

3 施設サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの必要な方は増加しています。施設入所の必要性が高い方の把握を行い、必要な方が適正に入所するよう定期的に介護保険施設と調整を図ります。

【2】地域密着型サービスの基盤整備・充実

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活をおくれるようにするためのサービスです。本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第7期計画期間中に下記の基盤整備を行います。認知症対応型通所介護事業以外のサービスを公募により選定し、地域密着型サービスの充実を図ります。

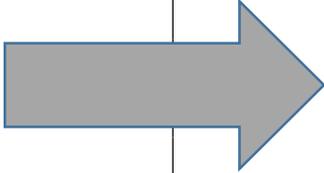
1 認知症対応型共同生活介護（居住系）の整備

2 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（施設系）の整備

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

4 認知症対応型通所介護の整備

◆ 第7期事業計画期間中の基盤整備時期

基 盤	第7期			第8期
	2018	2019	2020	2021
特定施設入居者生活介護	公 募	サービス開始		
認知症対応型共同生活介護 2ユニット×2ヶ所				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護				
認知症対応型通所介護	指定申請 ⇒ 指定決定 ⇒ サービス開始			
地域密着型介護老人福祉施設		公 募	サービス開始	

◆ 市内の地域密着型サービス施設

○ 地域密着型介護老人福祉施設（3施設）

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園 29床
- ・地域密着型特別養護老人ホーム ふる里えにわ 29床
- ・地域密着型特別養護老人ホーム 恵望園はなえにわ 29床

○ 小規模多機能型居宅介護（2施設）

- ・小規模多機能施設のりこハウス 25人（登録定員）
- ・小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの園 25人（登録定員）

○ 認知症対応型共同生活介護＜認知症グループホーム＞（11施設）

- ・グループホームすずらんの家 9人
- ・グループホームすまいる 18人
- ・ぐるーぷほーむ花いちもんめ 9人
- ・ニチイケアセンター恵庭 18人
- ・グループホーム北のくにから 18人
- ・グループホームめぐみの 18人
- ・グループホームだんらん 18人
- ・グループホーム恵風 9人
- ・グループホームだんらんこがね 9人
- ・グループホームこもれびの家 18人
- ・グループホームのりこハウス 9人

○ 地域密着型通所介護＜デイサービス＞（15施設）

- ※ 2016（平成28）年度より定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所へと移行しています。

重点施策

2. 介護サービスの質の向上

【1】ケアマネジメント機能の強化**1 介護支援専門員に対する支援と連携**

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組むことが重要であることから、地域包括支援センターの機能を活用し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

また、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等と連携し、介護職員の資質向上のための取り組み等を支援します。

【2】介護サービスの質の向上・推進**1 介護保険施設の適正入所の推進**

介護保険施設に入所が必要とされる高齢者に対して適正に入所できるよう、定期的に介護保険施設と調整を図ります。

2 地域密着型サービス等の実地指導の推進

地域密着型サービス事業所等の適正な運営と利用者へのサービスの質の向上を図りため、定期的に実地指導を行います。

また2018年度より居宅介護支援事業者の指定権限が北海道より移譲されることから、適切な指導監督に努めます。

【3】人材の確保及び資質の向上**1 介護職員の人材育成と確保**

質の高い介護保険サービスの提供には、人材育成と確保が重要です。市も保険者として介護事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。

【目標値】

- 介護サービス事業所の質の向上に向けたテーマを設定した研修等の実施。
- 介護支援専門員のニーズに基づく介護支援専門員と多様な関係機関との連携の場の検討。
- 地域密着型サービス事業所の運営状況の点検。
- 地域密着型サービスにおける実地指導の実施。
- 市内事業所と連携した介護人材確保の取り組みの検討。

重点施策

3. 低所得者対策の推進

【1】介護保険料の軽減**1 介護保険料の軽減**

第1号被保険者の保険料は、所得段階別に10段階に設定され、低所得者に一定の配慮がされています。第3段階以下は世帯全員が市民税非課税ですが、収入の面で保険料の負担能力への配慮が必要な人がいることから、被保険者間の公平性や収入状況を勘案し、軽減を行います。

【2】介護サービス利用者負担の軽減**1 特定入所者介護サービス費の支給**

施設サービス、短期入所サービスの食費と居住費（滞在費）は、利用者負担段階区分に応じて負担限度額が定められ、国が定める基準費用額と負担限度額の差額は補足給付として、特定入所者介護サービス費を支給します。

2 高額介護サービス費の支給

利用者が負担する介護サービス費用について、所得段階区分ごとに定められた利用者負担の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給します。

また、介護保険と医療保険において高額となった場合、それぞれの月額で限度額が設定されていますが、更にそれらを合算して年額で限度額を設け、限度額を超えた分は「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

3 高額介護サービス費貸付事業の推進

要介護者等を対象に高額介護サービス費貸付事業を行います。

4 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人はその社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の利用者負担を軽減することができます。社会福祉法人と連携し、推進していきます。

【目標値】

- 高額介護サービス費等の対象者への勧奨。

重点施策

4. 保険者機能の強化

【1】介護給付費適正化に向けた取り組み**1 要介護認定の適正化の推進**

要介護認定が適正に行われるよう、認定申請の訪問調査で委託している調査のチェック等、要介護認定の適正化に取り組みます。

2 ケアプラン点検の推進

要介護者はケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。利用者本位のケアプラン、給付の適正化の観点からケアプラン点検の取り組みを地域包括支援センターと連携し推進します。

3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか実態調査などの事後調査等を行い、適正な給付サービスが図られるよう推進します。

4 国保連の給付適正化システムの活用

国保連の給付適正化システムを活用し、利用状況等の情報を把握し、事業所に対する指導と連携を強化します。

5 介護給付費への理解の促進

保険者から受給者本人に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを確認することで介護給付費への理解を促進します。

※介護給付適正化計画は別に作成することとします。

【目標値】

- ケアプラン点検の結果や講評の伝達を目的とした市内事業者向けに研修会の開催。
- 地域の実情を踏まえた介護給付費適正化事業の効率的な実施の検討。
- 介護給付適正化計画の策定と実施。

基本目標

Ⅱ 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実

重点施策

1. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

新規

【1】 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスにより支援を行います。事業内容は、「通所型サービス」、「訪問型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

2 通所型サービス（第1号通所事業）の推進

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

3 訪問型サービス（第1号訪問事業）の推進

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

4 その他の生活支援サービスの推進

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

5 介護予防ケアマネジメントの推進

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施します。

※2～5を包括して「介護予防・生活支援サービス事業」と呼んでいます。

※具体的な考え方については「第5章 介護予防・日常生活支援総合事業の実績と見込み」の中で解説します。

【2】 包括的支援事業・任意事業の推進**1 生活支援体制整備事業の充実**

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備し、地域の生活支援コーディネーターを通じ、生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

2 家族介護支援事業の推進

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気を回復する事業や介護方法の指導等、家族介護支援事業を実施します。

3 介護支援専門員支援事業の推進

居宅介護支援等を利用していない場合、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成にあたり、その軽費を助成します。

【目標値】

- 高齢者のニーズを踏まえた介護予防・生活支援サービス事業の充実。
- 住民及びサービス事業所に対する総合事業に係る周知の促進。
- 新たなサービス開始後の協議体等における振り返り。
- 介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの創設に向けた協議体等での協議。
- 生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の把握・開発。
- 生活支援コーディネーター等との協働による地域資源マップ（仮）の作成。

重点施策

2. 地域ケア体制の推進

【1】在宅医療・介護連携の推進**1 在宅医療・介護連携推進事業の充実**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、地域の課題や特性に合わせ、既存の資源を活用しながら地域の医師会等と協働し、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ります。

【2】地域包括支援センター機能の充実**1 総合相談・支援事業の推進**

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応するため、専門職員を配置し、相談に対応します。

2 介護予防ケアマネジメント事業の推進

介護予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者）が、要介護状態になることを予防するため、生活機能低下を早期改善に必要な地域支援事業の介護予防事業が効果的に実施されるよう支援します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが介護支援専門員、医療や地域の関係機関等との連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援します。

4 権利擁護事業の推進

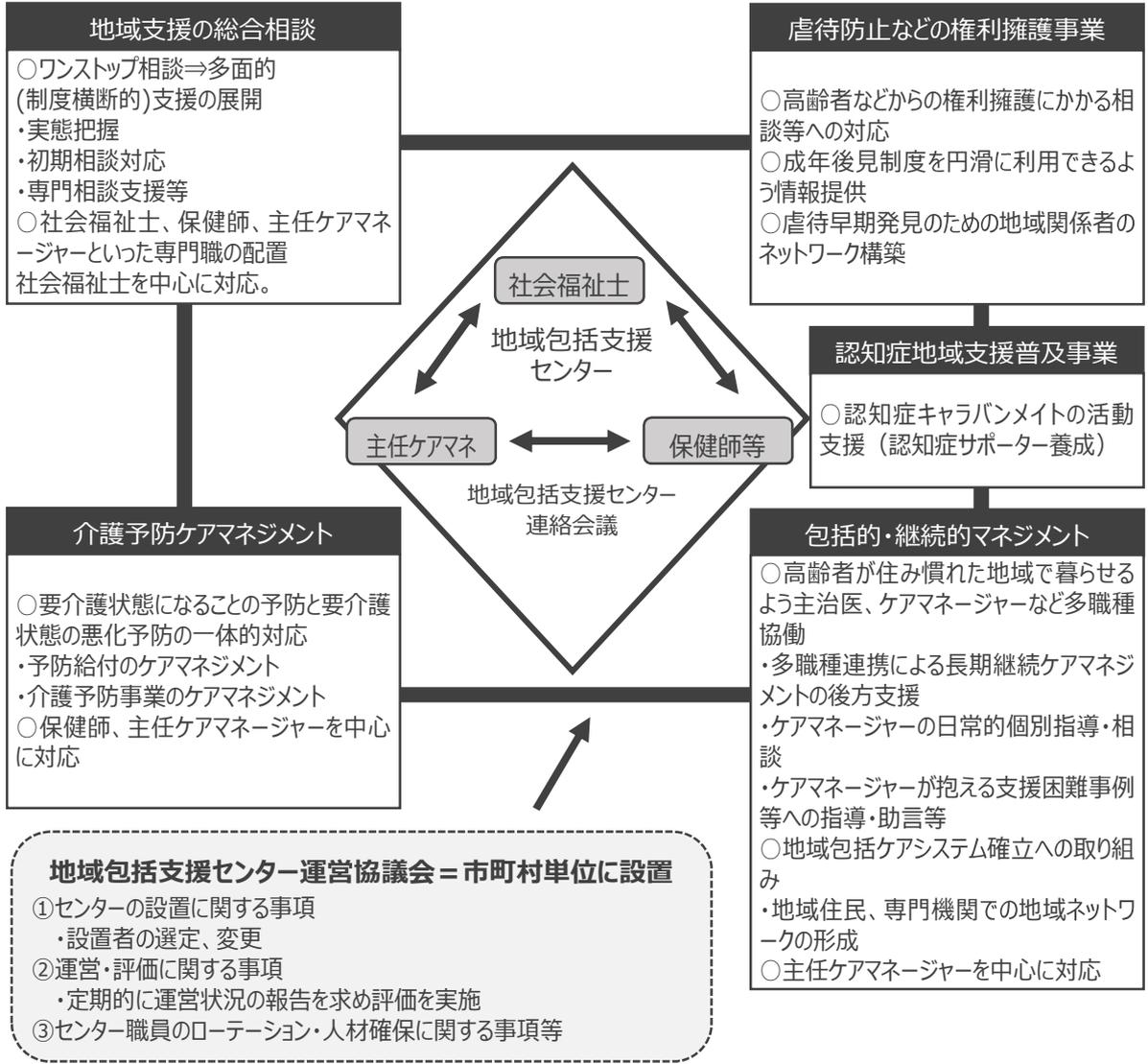
高齢者の虐待防止や早期発見に努め、成年後見制度の普及や利用促進、消費者被害の防止など、人権や財産を守る権利擁護のため、地域関係者のネットワークと連携しながら高齢者権利擁護の取り組みを推進します。

5 地域包括支援センター連絡会議の充実

地域包括支援センターの連絡会議を定期的で開催し、包括的支援事業を円滑に推進するための方策等について、情報交換、連絡調整を行います。

【2】地域包括支援センター機能の充実（続き）

地域包括支援センターの活動



【3】相談、情報提供等の充実

1 地域における相談活動の充実

身近な地域で気軽に相談が受けられるよう、民生委員・児童委員の活動がより一層活用されるよう周知を図るとともに、適切な相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実

高齢者等に対する保健福祉・介護サービスの利用の促進を図るため、広報啓発活動の充実を図ります。

3 インターネット等を利用した情報提供の充実

市ホームページを活用し、介護サービス利用の促進を図るための介護保険施設や短期入所等の利用状況やサービス、高齢者福祉の制度等について情報提供に努めます。

4 包括ケア会議の推進

市内の介護保険事業所、地域包括支援センター、医療機関等と行政による包括ケア会議において、制度等に対する周知や機関同士の情報交換等を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

【4】地域における見守り、支えあいの推進

1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進

社会福祉協議会では、町内会単位での日常生活の手助けや見守りによる安否確認といった活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を結びつけながら、地域住民が安心して暮らすことができるような取り組みとして、小地域ネットワーク活動を実施しています。

また、地域では自主的な高齢者との交流や見守り等の活動が取り組まれています。社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進を図ります。

2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化

地域住民の生活状況や福祉ニーズを把握している民生委員・児童委員と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、より一層取り組みを強化・推進します。

3 町内会・自治会との連携・強化

高齢化が進む中、地域の中でお互いに支えあい、助けあい、安心して暮らせる仕組みづくりのため、地域住民の生活と密接な関わりを持っている町内会・自治会との連携を強化します。

また、町内会・自治会が実施する高齢者を対象とした、敬老会事業など地域活動と連携した取り組みを推進します。

4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進

認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護施設では、地域等との連携を図るため、利用者や家族、町内会、民生委員・児童委員等地域の代表、地域包括支援センター、消防職員、市職員が参加した運営推進会議を定期的で開催しています。

この運営推進会議は、各サービス事業者で提供しているサービス内容を明らかにし、地域との連携が確保され、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としており、適切な運営が行われるよう関係機関等と連携し推進します。

【5】 自主防災活動の推進

1 自主防災活動の推進

災害が発生した場合、住民自らが自らの命を守ることが必要です。また、個人や家族の力が及ばないとき、地域住民による自主防災活動が必要となります。

災害による被害を最小限に食い止めるために、地域で災害に立ち向かうという防災意識の醸成を図り、地域住民が連携した防災活動を推進します。

【6】 避難行動要支援者支援対策の推進

1 避難行動要支援者支援対策の推進

本市では、災害発生時に自力で避難が困難な人を対象とした「避難行動要支援者名簿」を活用して、災害発生時に的確かつ迅速に対応できるよう、町内会や民生委員、福祉関係団体等と連携し、日頃からの見守りや災害時の避難支援、安否確認等地域が主体となった取り組みを推進します。

【7】 療養病床の円滑な再編成

1 介護療養型医療施設の円滑な転換

慢性期の医療ニーズに対応する今後の医療・介護サービス提供体制について、新たな施設系サービスの選択肢として「介護医療院」が示されました。介護療養型医療施設については、2022年度末まで経過措置期間が延長されたことから、円滑な再編成を取進めます。

【8】 高齢者の居住安定に係る施策との連携

1 有料老人ホーム等への指導監督

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努めます。

【目標値】

- 医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備・普及。
- 地域の課題を踏まえた毎年度、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容の検討。
- 地域包括支援センターと協議した介護支援専門員向け研修の実施。

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがいづくり活動の推進

重点施策

1. 積極的な社会参加の促進**【1】地域活動等への積極的参加の推進****1 老人クラブ活動の充実**

地域に密着した老人クラブづくりを目指し、老人クラブへの加入拡大を図り、心身の健康と生きがいづくり、地域福祉活動等を推進するための支援を行います。

2 老人クラブ連合会との連携・強化

高齢者の生きがいと社会参加活動のさらなる充実のため、恵庭市老人クラブ連合会との連携強化を図り活動を促進します。

また、老人クラブ活性化検討委員会を中心に老人クラブとの今後の在り方や新たな事業展開を図ります。

3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進

高齢者の健康増進、生きがいづくりと社会参加活動の拠点として、小学校区を基本に「老人憩の家」が7ヶ所設置されています。憩の家では、高齢者の各種サークル活動などが行われています。憩の家を拠点に高齢者同士が日常的に集い、生きがいと学習、交流事業等の推進を図ります。

4 社会福祉協議会との連携・強化

社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加を推進する機能を担っています。

社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連携し、高齢者の地域福祉活動への参加を推進します。

5 ボランティアセンターとの連携・強化

市民に対しボランティア活動への参加を促し、ボランティア同士の交流と情報交換、地域の福祉ニーズに対するボランティアの派遣を恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターは担っています。ボランティアセンターと連携し、ボランティアの養成や地域の福祉ニーズへの対応を推進します。

6 介護支援ボランティアポイント事業の推進

高齢者が長年培ってきた知識と経験を地域活動に生かし、自らの生きがいや、ともに支えあう地域づくりを進めるため、介護支援ボランティアポイント事業を推進し、高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

7 福祉バスの運行

高齢者等の社会参加活動を促進するため、福祉バスを運行します。

8 世代間交流の支援

通学合宿における老人クラブとの交流等、高齢者と地域住民や児童・生徒との世代間交流事業を支援します。

9 健康づくりスポーツ活動の推進

高齢者が気軽に参加できるようなスポーツの場と機会の提供を図り、高齢者の健康増進、体力づくりを促進します。また、スポーツを通じて高齢者と参加者相互の交流や社会参加、地域づくりを推進します。

【1】地域活動等への積極的参加の推進（続き）

10 文化伝承活動の推進

公民館、郷土資料館、図書館等地域の自主グループなどが高齢者と子どもたちの交流を図り、道具づくり、昔の遊び、郷土芸能など高齢者が先人たちから受け継ぎ、守ってきた文化を伝承する活動や本の読み聞かせ等、生きがいを見出しながら社会参加のできる事業を推進します。

11 農村地区高齢者等の活動支援

農村地区に住む高齢者等がこれまでの農業経験や技術を活かし、農産物直売所への生産物の供給、特産品化に向けた新規・振興作物の試作、市民農園の開設による利用者への栽培指導等、生きがいを持って地域活動に参加できる環境づくりを支援します。

また、グリーンツーリズム活動を推進する中で、高齢者の持つ農業の知識や経験を活かしながら都市住民とのふれあいを進めるなど、高齢者の役割を明確にした活動の充実を図ります。

12 公共施設等の積極的利用の推進

高齢者が身近なところで地域活動に参加できるよう、各公共施設等の有効利用を図ります。

【2】生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

高齢社会にふさわしい学習機会の確保と、高齢者が生きがいを見つけ、地域活動に参加し健康で有意義な生活をおくるため、長寿大学等の学習活動、高齢者個々の趣味と関心に応じた各種講座の充実を図ります。また、高齢者の学習ニーズに応えるため、大学等、高校教育機関の公開講座との連携や道民カレッジ等、他機関講座の情報提供に努めます。

2 図書館の整備充実

高齢者の幅広い学習ニーズに応えるため、読書活動を支援する図書・資料の収集、高齢者等有料宅配サービスなど、高齢者の読書機会の拡大に努めます。

【3】就業対策の充実

1 就業に関する情報提供等の充実

高齢期における就業意欲に応えるため、ハローワーク等と連携し求人情報等の把握と提供、相談体制の充実を図ります。

2 就業機会の促進

高齢者の経験や技術等、高齢者の活躍の場をつくり高齢者の安定的就業機会の確保に努めます。

【4】シルバー人材センター等の活動の充実

1 シルバー人材センター等の活動の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術の活用等、高齢者の生きがいづくりとしての場を提供するシルバー人材センターの果たす役割には大きなものがあります。シルバー人材センターの活動を、高齢者をはじめとした市民に周知し、会員の加入拡大や組織体制の充実を図り、地域に密着した活動ができるよう支援します。

【目標値】

- 介護支援ボランティアポイント事業におけるボランティア受入施設や受入事業の拡充。

重点施策

2. 生きがいづくり活動の推進

【1】高齢化に対する意識啓発活動の推進

1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識し、それぞれの役割の理解や地域福祉の定着を図るため、市広報誌をはじめとした関係機関の広報啓発活動の充実を図ります。また、マスコミなどの活用やホームページ等、情報媒体の利用を図ります。

2 敬老祝品贈呈事業の推進

長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献した労をねぎらい、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝品贈呈事業を実施します。

3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進

児童・生徒が子どものときから超高齢社会の問題を理解できるよう、恵庭市社会福祉協議会、学校関係者などと連携し、ボランティア体験事業の実施や福祉教育指定校の推進、老人クラブとの交流等、福祉教育の推進を図ります。

【目標値】

- 住民の社会参加を促進する仕組みの創設等、高齢者の積極的な介護予防への参加する仕組みの検討。

基本目標

Ⅳ 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

重点施策

1. 介護予防と健康・元気づくりの推進

新規

【1】一般介護予防事業の推進

この事業は、市町村の独自財源により行う事業や地域との連携、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

1 介護予防把握事業の推進

関係機関（主治医、民生委員、町内会、保健師等）からの情報を活用し、独居や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなぎます。

2 介護予防普及啓発事業の推進

介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発等を行います。

3 地域介護予防活動支援事業の推進

いきいき百歳体操サポーターを養成するなど、身近な地域において、住民主体による介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

4 一般介護予防事業評価事業の実施

恵庭市の実情を踏まえた介護予防の取り組みを推進するため、大学などの学術機関と連携し、事業評価を行います。得られた科学的根拠を活用し、一層の介護予防事業の展開に努めます。

【2】健康診査等事業の推進**1 健康診査の実施**

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を内臓脂肪型肥満に着目した検査項目のほか、独自に検査項目を追加して実施し、必要に応じ生活習慣の改善につながる保健指導を行います。また、後期高齢者医療制度加入者を対象に、国民健康保険加入者に実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施します。

2 脳ドック受診費用の助成

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者への脳ドック受診費用の助成を行います。

3 がん検診事業の実施

がんの早期発見、治療を目的に検診機関と連携を図りながら35歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に各種がん検診を実施します。また、検診の結果を踏まえ、精密検査等が必要となった人に対し早期に適切に受診ができるよう相談に応じ、不安の解消に努めます。

【2】健康診査等事業の推進（続き）**4 肝炎ウイルス検査の実施**

自覚症状がない肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を目的として、35歳以上の市民を対象に検査を実施します。

5 予防接種の実施

高齢者の感染症等の発症や重症化を予防するワクチン接種を実施します。

【目標値】

- いきいき百歳体操サポーター養成講座の受講者の増加。
- 住民主体の通いの場の拡充。

重点施策

2. 地域生活を支える環境整備の推進

【1】地域生活を支える環境整備の推進**1 高齢者向け住宅の推進**

要介護状態になっても施設に入所せずに、安心して住み続けることができるよう、緊急時の見守りや健康相談体制の充実した支援付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を促進するよう国や道の制度の周知及び情報提供などの取り組みを推進します。

2 防災・防火対策の充実

日頃から災害に備え市民が安全・安心に暮らせるよう、市及び防災関係機関、地域が一体となった総合的な防災対策の充実を図ります。また、火災を未然に防ぐため、市民が常に防火に対し関心を持つよう防火意識の高揚を図り、高齢者を火災から守るための対策を充実します。

3 応急手当の普及推進

地域住民による適切な応急手当が実施されることが救命率の向上に極めて効果的であり、関係団体等と連携の強化を図りつつ高齢者等を含めた地域住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。

4 防犯活動の推進

高齢者が安全で安心して地域社会で暮らせるよう関係機関と連携し、防犯意識の高揚と高齢者が犯罪にあわないよう防犯活動を推進します。

5 悪質商法等による消費者被害の防止

高齢者の消費生活の安定と保護を図るため、情報提供や啓発活動を充実します。

6 交通安全対策の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故から守るための施策の充実を図ります。

7 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等をはじめ、すべての市民が安全でかつ安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関団体等や市がともに連携し、福祉のまちづくりの推進を図ります。

8 施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者等にとってやさしいまちづくりを推進するため、公共公益施設（建物及び都市施設）のバリアフリー化の推進を図ります。

9 道路、歩道等の整備推進

高齢者等が自由に外出し社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差の解消など安全性、利便性、快適性に配慮した道路、歩道等の整備を図ります。

10 公園、緑地の整備推進

超高齢社会の到来を見据え、地域交流などのコミュニティ形成、レクリエーション、安らぎの場として機能する施設づくりを推進します。また、自然環境を保全し、人々の心の癒しとゆとりを与えられる空間づくりを目指します。

11 交通環境の利便性推進

閉じこもりがちな高齢者等、移動に制約のある方々の積極的な社会参加を支援するために、コミュニティバス（エコバス）やコミュニティタクシーの運行等、利用しやすい交通環境づくりを推進します。

【1】地域生活を支える環境整備の推進（続き）

1.2 水と緑と花のある地域環境整備の推進

「水と緑のやすらぎプラン」及び「花のまちづくりプラン」に基づき、水・緑・花が一体となった、美しいやすらぎのある地域環境の整備促進を図ります。

1.3 騒音、公害防止対策の推進

公害を未然に防止し発生源対策を強化し、市民の健康保持と良好な生活環境の保全を図ります。

【2】生活支援サービスの充実

恵庭市では、介護保険の要介護者や要支援者、日常生活に支障のある高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉事業の充実に努めます。

1 養護老人ホーム入所措置の実施

心身機能の減退のために日常生活に支障があり、家庭の事情などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、近隣市町村の養護老人ホームと連携し、円滑に入所措置を行います。

2 外出支援サービス事業の推進

外出支援サービスは、リフト付車両により利用者の居宅と市内の医療機関等を送迎するサービスです。車椅子などを使用している高齢者等の交通手段の確保であり、社会参加と生活自立を支えています。日常的に車椅子を使用している高齢者等や歩行困難な人についても対象としており、今後も事業の啓発を行い充実に努めます。

3 除雪サービス事業の推進

冬期間の高齢者世帯の生活路の確保と安全性、利便性の向上を目的とし、ご自身で除雪することが困難な高齢者世帯または身体障がい者世帯等に対し、自宅玄関から公道までの概ね1メートル幅を除雪し生活路を確保するサービスです。高齢化の進展に伴い、除雪サービスの啓発を行い充実に努めます。

4 緊急通報サービス事業の拡大・推進

病弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害時などの緊急時対応として、緊急通報システムを設置し、安全な居宅生活の確保を行う事業です。今後、対象者拡大の検討及びサービス内容の充実に図り、地域の社会資源と連携した高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。

5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進

要支援・要介護認定に該当しない、または日常生活に何らかの支障がある高齢者が、要介護状態等にならないように居宅での安全な生活を支えるため、必要な住宅改修工事費用の一部を助成します。

6 訪問理美容サービス事業の推進

身体の衰えや、障がい及び傷病等により寝たきりの高齢者、要介護3以上の日常的に車椅子を使用している高齢者等で、理美容院に出向くことが困難な人に対して訪問理美容を行う事業です。高齢者等の清潔の保持と快適な居宅生活の維持につながることから、関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

【2】生活支援サービスの充実（続き）

7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行い、清潔の保持と快適な居宅生活の援助を図るサービスです。関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

8 配食サービスの充実

傷病等の理由により、食事の調理が困難な人に定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。高齢者のニーズに対応するために、様々な主体による配食サービスの充実に努めます。

9 安否確認・見守り体制の強化

複数の事業者・団体等との提携による見守り体制を充実させることで、ひとり暮らしの高齢者等、生活に不安を抱える世帯を地域全体で見守る安全体制の構築に努めます。

10 救急医療情報キット事業の推進

ひとり暮らし高齢者の方の安心・安全を確保することを目的に、かかりつけの病院や服薬内容などの情報を専用の容器などで冷蔵庫等に保管しておくことで、救急時に適切な対応（救急搬送等）に活かすことができることから、救急医療情報キット事業の推進を図ります。

【目標値】

- 利用実態に即した地域福祉事業の検討。

基本目標

V 認知症施策の推進

重点施策

1. 認知症支援策の充実

新規

【1】認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実**1 認知症施策の推進**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、早期からの適切な対応が図れる体制の構築を図ります。

2 認知症初期集中支援推進事業の実施

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

3 認知症地域支援・ケア向上事業の実施

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進することが重要です。このため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、推進員を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

4 認知症サポーター養成事業の推進

認知症高齢者や若年性認知症の人を地域で見守り、支援する連携体制づくりを推進する認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成します。認知症に対する正しい理解の普及や認知症となっても安心して暮らせる地域の見守り機能を強化します。

5 認知症に関する広報活動の推進

認知症高齢者及び家族に対して保健福祉・介護サービスの情報提供や地域住民に認知症の理解を深める広報活動を行います。

【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組みの推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議

【役割】

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、関係機関等の代表者レベルによる「全体会議」と実務担当者レベルによる「対応ケース会議」があります。

① 全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。

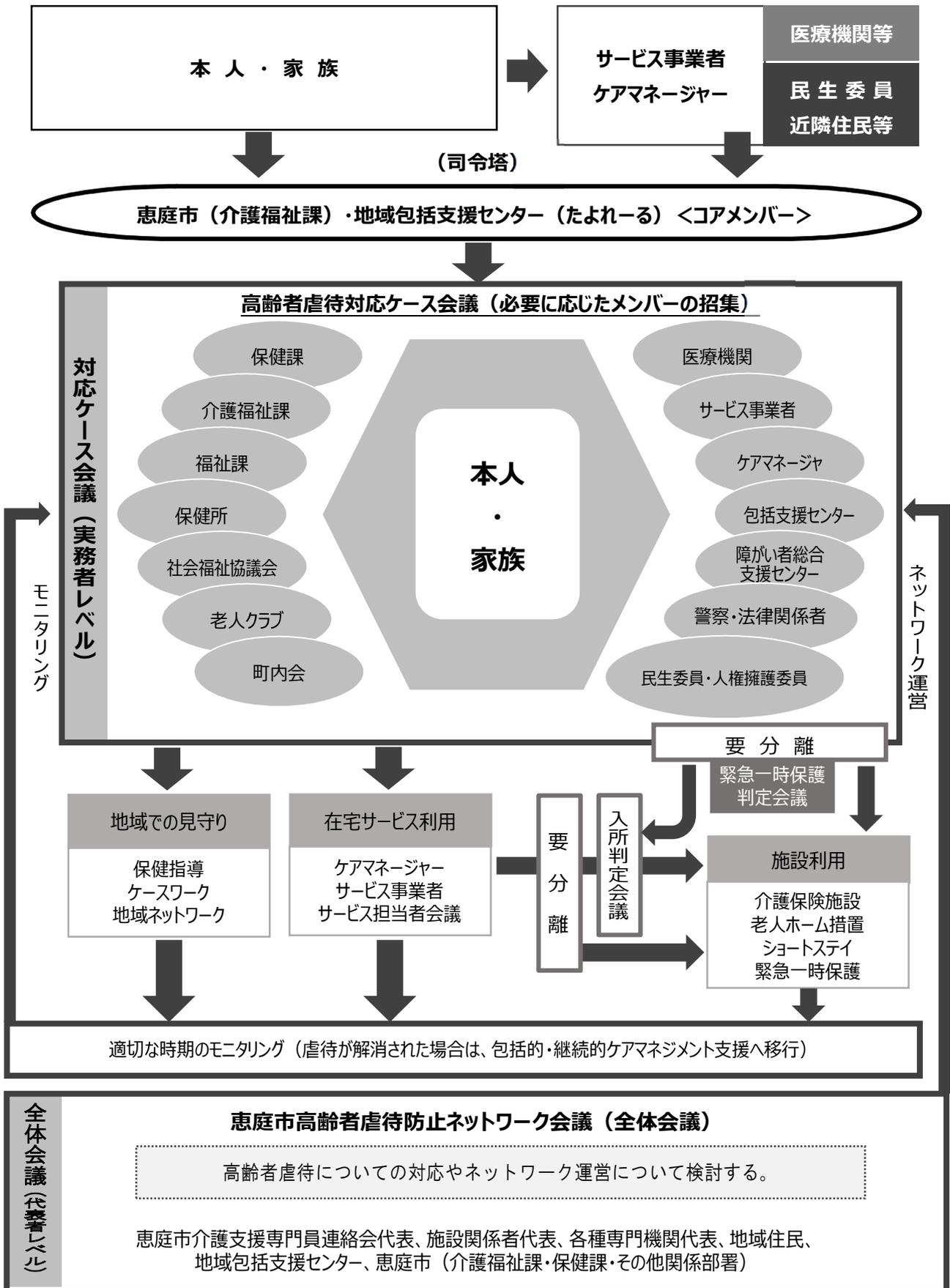
② 対応ケース会議

個別事例についての情報交換、支援方策等について必要な関係機関の実務担当者が集まり検討していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められることもあることから、必要に応じて随時開催します。

＜全体会議＞ 構成機関

- ・千歳警察署・恵庭交番 ・札幌弁護士会 ・恵庭市医師会・ 石狩振興局保健環境部社会福祉課
- ・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（保健所） ・恵庭市消防本部
- ・札幌人権擁護委員協議会 ・恵庭市老人クラブ連合会 ・恵庭市町内会連合会
- ・恵庭市社会福祉協議会 ・恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 ・特別養護老人ホーム恵望園
- ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 ・介護老人保健施設恵み野ケアサポート
- ・介護老人保健施設アトライフ恵庭 ・恵庭消費者協会 ・恵庭市介護支援専門員連絡協議会
- ・恵庭市グループホームネットワークの会
- ・地域包括支援センター（たよれーる・ひがし、みなみ、きた、中島・恵み野）
- ・障がい者総合相談支援センター（eーふらっと）
- ・恵庭市（保健課・福祉課・障がい福祉課・介護福祉課）

● 恵庭市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ



【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組み

1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取り組み

高齢者の虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターの機能を周知し、連携して速やかな問題発見と対応が図られるように務めます。

2 高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者が地域の中で尊厳を持って生活できる地域社会づくりを目指し、高齢者虐待への対応、支援、防止を図るため、本市では「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を2008（平成20）年10月に設立しました。

地域における高齢者虐待防止、対応への仕組みとして関係機関と連携し推進します。

3 身体拘束ゼロ運動の推進

施設サービス等は、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援していくサービスです。身体拘束の廃止は、高齢者にとってより良いケアのあり方を追及していくうえでの出発点であることから、「身体拘束ゼロ運動」を北海道や関係機関と連携し推進します。

【3】成年後見制度の普及・促進

1 成年後見制度の普及・啓発

認知症等により判断機能が不十分になっても地域で暮らせるよう、市民及び関係機関に対し制度の理解を促し支援体制を整備するため、2009（平成21）年3月に「成年後見ネットワーク」を発足しました。また2016（平成28）年4月には恵庭市成年後見支援センターを設置しました。

今後、成年後見制度普及のため作成した「成年後見ネットワークガイドブック」を研修会等、様々な機会をとらえ活用していきます。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

認知症等による判断能力の低下により、成年後見制度の利用が必要な人が利用することができるよう、地域支援事業の任意事業として実施します。

認知症高齢者の財産管理などについて、後見人付与の申し立てを行う親族に対し、必要に応じ成年後見制度の利用を勧奨します。

3 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者等意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活サービスを提供するものです。

本事業が円滑に実施されるよう、恵庭市社会福祉協議会や民生児童委員、さらに各相談機関との連携を図るとともに、制度の周知を図ります。

4 成年後見制度利用促進基本計画の策定

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等を目的とした成年後見制度利用促進計画を策定することで、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的・計画的な取り組みを推進していきます。

【4】認知症高齢者に対する地域ケアの推進

1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に対して、認知症高齢者が徘徊した場合にその居場所を発見できる位置検索システム端末機を貸与します。

2 認知症グループホームネットワークの会との連携

認知症地域支援推進員を中心に市内の認知症グループホームが連携する「恵庭市グループホームネットワークの会」と連携し、認知症高齢者に対する理解や地域で支える取り組みを推進します。

3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携

認知症地域支援推進員を中心に、市内の小規模多機能型居宅介護事業所が連携する「恵庭市小規模多機能型居宅介護ネットワークの会」と連携し、中重度の要介護者、認知症高齢者を居宅サービスとして地域で支える取り組みを推進します。

4 障がい老人と共に歩む会との連携

認知症地域支援推進員を中心に、認知症高齢者を抱えている家族、認知症について関心のある人で構成する「恵庭市障がい老人と共に歩む会」が取り組んでいる託老事業、電話事業、研修事業等に対して支援し、同じ悩みを持つ仲間どうしの交流の促進を図り、住民参加による家族を支える体制として支援します。

5 恵庭市SOSネットワークの推進

高齢化が急速に進むなか認知症高齢者は確実に増加しており、全国的にも認知症高齢者の徘徊等による行方不明者（以下「未帰宅者」という。）も増加しております。

未帰宅者が発生した場合、警察や地域、行政が連携して早期発見・保護するための体制として「恵庭市SOSネットワーク」が2009（平成21）年7月に発足し、防災無線を使って市内全域に呼びかける内容を、SOSネットワーク関係機関に「FAX」を利用した情報提供を行い早期発見につなげる活動をしてきました。

2011（平成23）年8月からは、未帰宅者となる可能性のある方の名前や特徴などの情報をあらかじめ登録しておく仕組み「事前登録制」と、恵庭市のホームページを活用し、未帰宅者発生時に登録のアドレスに情報発信する「メール配信サービス」を追加しました。

地域全体で取り組み、全ての住民が認知症についての理解を深め、認知症の人とその家族を支えるための地域づくりとして機能の充実を推進します。

【目標値】

- 認知症サポーター養成講座受講者数の増加。
- 認知症ケアパスによる市民への普及啓発。
- 恵庭市SOSネットワーク構成機関の拡充。
- 恵庭市虐待防止マニュアルの改訂。
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定。
- 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員との連携体制の構築。

